務000130年(令和35年3月末まで保存)

交 企 第 2 3 9 号 令和 4 年 9 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について本年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和4年政令第303号)により、本年10月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正 化に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第304号)、道路交通法施 行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施 行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府 令第54号)及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委 員会規則の整理に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第16号)が本年9月14日 に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備、安全運転管理者に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 交通企画課交通部企画係

(凡例)

「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号) 「旧法」 : 改正法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)

「法」 : 改正法による改正後の道路交通法

「改正府令」 : 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関す

る法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する 内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第54号)

「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令

第60号)

第1 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備

1 趣旨

旧法第44条第2項第2号の規定に基づき、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場(以下「停留所等」という。)における停車及び駐車(以下「駐停車」という。)を禁止する場所の規制から除外することができる自動車は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送用自動車(以下「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。)に限られていた。

今般、当該規制から除外する対象を拡大し、地方公共団体による行政サービス や企業による実証実験として住民の無償運送を行うバスをはじめ、一般旅客自動 車運送事業用自動車等には当たらないものの、地域住民の生活に必要な旅客輸送 を確保するために有用な自動車についても、関係者が合意し、その旨を都道府県 公安委員会(以下「公安委員会」という。)が公示した場合には、停留所等におけ る駐停車を可能とすることとした。

2 内容

停留所等における駐停車を禁止する場所の規制から除外することができる対象について、「旅客の運送の用に供する自動車」が、停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)に改めることとした(法第44条第2項第2号)。

また、当該合意の方法について、従来の一般旅客自動車運送事業用自動車等に よる駐停車に関する合意の方法と同様とし、これを定める規定を「旅客の運送の 用に供する自動車」に関するものに改めることとした(府令第6条の3の2)。

3 留意事項

新たに停留所等における駐停車が可能となる自動車が増加すること等により、

新たな渋滞の発生等の道路に関する課題が生じることも予想されるところ、停留所等における駐停車を禁止する場所の規制から除外するためには、道路又は交通の状況により支障がないこと等について関係者が合意することが必要とされることから、支障の有無や支障がないものとするための措置等について、あらかじめ十分に道路管理者と協議・調整すること。

また、停留所等における駐停車を禁止する場所の規制から除外する対象が拡大 されることから、停留所等に駐停車する自動車が当該規制から除外された自動車 であるか否かの確認を十分に行うなど、駐停車違反の取扱いに誤りがないように すること。

第2 安全運転管理者に関する規定の整備

1 改正法

(1) 趣旨

道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)については、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の17第1項の規定に基づき、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者を選任しなければならないこととされているところ、道路運送法施行規則の改正により、運行管理の責任者に対し、安全運転管理者が行うべき業務と同等の業務を行うこと等を新たに義務付けることとされたことを踏まえ、自家用有償旅客運送者を安全運転管理者の選任義務の対象外とすることとした。

また、昨年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したが、当該トラックの属する事業所は安全運転管理者を選任すべき事業所であったにもかかわらず、安全運転管理者が選任されていなかったことを踏まえ、飲酒運転の防止をはじめとする自動車の安全な運転を確保するために必要な業務が適切に行われるよう、安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定を整備するとともに、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則を引き上げることとした。

(2) 内容

- ア 安全運転管理者の選任義務の対象外となる自動車の使用者の範囲の拡大 道路運送法の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成 元年法律第82号)の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者に加 え、自家用有償旅客運送者を、安全運転管理者の選任義務の対象となる自 動車の使用者から除くこととした(法第74条の3第1項)。
- イ 安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定の整備 自動車の使用者の義務として、安全運転管理者に対し、法第74条の3第2 項の業務を行うため必要な権限を与えることに加え、同項の業務を行うため 必要な機材を整備しなければならないこととするとともに(法第74条の3第

7項)、自動車の使用者が法第74条の3第7項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、公安委員会において、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとし(法第74条の3第8項)、当該命令に従わなかった場合には、罰則の対象とすることとした(法第119条の2)。

ウ 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ

法第74条の3第1項又は第4項の規定に違反し、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任していなかった者に科される罰則について、5万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げることとした(法第119条の2)。

また、法第74条の3第6項の規定による公安委員会の自動車の使用者に対する安全運転管理者等の解任命令に従わなかった場合に科される罰則についても、同様に、5万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げるとともに、改正法により新設された同条第8項の規定による公安委員会の自動車の使用者に対する是正措置命令に従わなかった場合についても、50万円以下の罰金を科すこととした(法第119条の2)。

さらに、法第74条の3第5項の規定に違反して安全運転管理者の選任等に関する届出を行わなかった場合に科される罰則については、選任義務違反に対する罰則を引き上げることとの均衡を図りつつも、いわゆる形式犯であることを踏まえ、2万円以下の罰金又は科料から5万円以下の罰金に引き上げることとした(法第120条第2項第3号)。

加えて、安全運転管理者等に係る罰則に関する両罰規定を整備することとした(法第123条)。

(3) 留意事項

安全運転管理者の未選任事業所の一掃に向けて、関係機関と連携し、選任義務等の周知を図るとともに、自動車保管場所証明業務との連携等により未選任事業所の効果的・効率的な把握に努めるなどして、安全運転管理者の確実な選任に向けた取組を推進すること。

また、事業活動に関して行われた飲酒運転について、運転者の取締りにとどまらず、飲酒運転の下命・容認をしていた自動車の使用者等に対する責任追及を徹底し、必要に応じて、法第74条の3第8項の規定による是正措置命令を行うなど、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策を強化すること。

2 改正府令

(1) 趣旨

昨年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生 したことを受け、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化す ることを目的として、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3 年内閣府令第68号)により、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用 義務化に係る規定(以下「アルコール検知器使用義務化規定」という。)が設け られ、令和4年10月1日から施行することとされていたところ、最近のアルコ ール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器使用義務化規 定を適用しないこととした。

(2) 内容

府令の本則において、アルコール検知器使用義務化規定を維持することとした上で(府令第9条の10第6号及び第7号)、附則において、当分の間、府令第9条の10第6号中「確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第7号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」と、それぞれ読み替える規定を定めることとした(府令附則第6項)。

(3) 留意事項

安全運転管理者による運転者の酒気帯びの有無の確認は、飲酒運転の防止を 図る上で重要なものであり、目視等による確認は、令和4年4月1日から義務 付けられていることから、安全運転管理者に対する講習の機会の活用等により、 当該義務の徹底を図るなどの使用者対策等を着実に推進すること。

また、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立った時点で、再度、府令を改正し、アルコール検知器使用義務化規定を適用することとしていることから、できるだけ早期に必要な数のアルコール検知器を入手することができるよう努めるとともに、既にアルコール検知器を入手することができた事業所においては、法令上の義務ではないものの、これを用いた運転者の酒気帯びの有無の確認を行うことによって飲酒運転の防止が図られるよう、積極的に事業者に対する働き掛けを行うこと。

第3 その他

改正法の施行に伴い、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、自動車運転 代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、自動車運転代 行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替 えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)、指定講習機関に関する規則(平 成2年国家公安委員会規則第1号)、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に 関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)、運転免許取得者等教育の認定 に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)及び運転免許取得者等検査 の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)について、所要の規 定の整理を行った。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の官報の写し及び新旧 対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和4年政令 第303号)の官報の写し
- 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第304号)の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に 伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府 令(令和4年内閣府令第54号)の官報の写し
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の 整理に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第16号)の官報の写し
- 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に 伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府 令関係読替表

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

名 御 璽

御

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣

岸田

文雄

法律第三十二号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

条第三項」に改める。 第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、 同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、

同

(第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、 同条第二項」を「第百十九条第一項第二号 を「第百十九条第一項第二号、 同

第九条の付記を次のように改める。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項)

条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。 第十一条の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十

条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ」を「第百十七条の二第一項第四号、 一の二第一項第八号イ」に改める。 第十七条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」 第十五条の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。 、第百十七条の」に、「第百十七

第二十条の付記及び第二十条の二の付記中「同条第二項」を 第十九条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。 第十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。 第十七条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。 「同条第三項」に改める。

第二十二条の付記中「同条第二項」を 第二十一条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。 「同条第三項」に改める。

第二十四条の付記を次のように改める。

(罰則)第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第

第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。 項第三号)

条第二項」を「同条第三項」に改める。 第二十六条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一 第二十五条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を 「第百十九条第一項第六号」に、「同

七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号二」に、「同条第二項」を「同条第三項」第二十六条の二の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号二」を「第百十 条第一項第四号」に改める。 項第一号の四」を「第百十七条の二第一項第四号、 第百十七条の二の二第一項第八号ハ、 第百十九

百十九条第一項第六号」に改める。 の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第 に改める。 第二十八条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ」を「第百十七条

第第 二十条の付記を次のように改める。 二十三条の付記中「第百十九条第一項第二号、同条第二十一条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項) 一十九条の付記中 |第百十九条第一項 第二号の二 を 「第百十九条第一項第六号」に改める。 「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。第三十四条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一 一項」を「第百十九条第一項第五号、 条第一項第六号」 に改める。

第三十五条の二の付記中 「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」 に改め

《一項第六号』に改める。 第三十六条の付記及び第三十七条の二の付記中「第百十九条第一項第1 二号の二」を 「第百十九

第三十八条の付記を次のように改める。

第三十八条の二の付記中 余の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」第百十九条第一項第五号、同条第三項) に改め

第四十二条の付記及び第四十三条の付記を次のように改める。 第百十九条第一項第五号、同条第三項)

を「、道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ」に、「、同法」 第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項にお供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第四十四条第二項第二号中「道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に **償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という」を** いて「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有 第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 「旅客の

「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 第四十五条の二の付記中 第四十五条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を 「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」 「第百十九条の二の二第一項第一号」に、 に改め

官

第四十七条の付記中「第百十九条の二第 一項第二号」を 「第百十九条の二の |第一項第| 一号に

「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 第四十八条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を 「第百十九条の二の二第一項第一号」に、

水曜日

百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に改める。 第四十九条の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車」 「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第

に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 第四十九条の四の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一 項第 号

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

第七号」に改める 第五十条の二の付記及び第五十一条の付記中第四十九条の五の付記及び第五十条の付記中 「第百十九条第一項第三号」を「同条第二項」を「同条第三項」 「第百十九条第一 に改める。 項

改める。 第五十一条の五の付記中 「第百十九条の三第一項第五号」 を 「第百十九条の三第二項第 号 に

第五十一条の四の付記中

「第百二十一条第一項第九号」

を

「第百二十一条第

項第八号」

に改め

項」に改める。 第五十一条の八第三 |項第二号口中 「第百十九条の二第一項第三号」を 「第百十九条の二の

三第二

二の二第十一号へ、第百二十条第一項第八号」を「第百十七条の二第一項第四号、 第五十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七条の二第六号、 一第一項第八号へ、第百二十条第一項第六号」に改める。 第百十七条の 第百十七条

条第三項」に改める。 第五十三条の付記中「第百二十条第一項第八号、 同条第二項」 を 「第百二十条第一項第六号、 同

第五十四条の付記を次のように改める。

同

第五十五条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に、「第百二十一 条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号) (罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、 同条第三項 第二項については第百十七

項第十一号」を「第百十八条第二項第一号、第百十九条第二項第一号、第百二十条第二項第二号」第五十七条の付記中「第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第 に、「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。 条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第五十八条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第二項第二号」に改める。 第五十八条の二の付記中「第百十九条第一項第三号の三」を「第百十九条第一項第八号」に改め

第五十八条の三の付記中 「第百十九条第一項第三号の四」を 「第百十九条第一項第九号」に改め

条第一項第七号」を「第百十九条第一項第十二号」第六十三条の付記中「第百十九条第一項第六号」 一条第一項第八号」に改める。 を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第八号の二」を「第百二十条第一項第七号」に改める。 第六十二条の付記中「第百十九条第一項第五号」を「第百十九条第二項第二号」に、「同条第二項」 第六十条の付記中「第百二十一条第一項第七号」 第六十一条の付記中「第百十九条第一項第四号」を「第百十九条第一項第十号」に改める。 第五十九条の付記中「第百二十条第 第五十八条の五の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第二項第二号」に改める。 一項第十号」 を に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十を「第百十九条第一項第十一号」に、「第百十九 を 「第百二十条第二項第一号」に改める。 「第百二十一条第二項第一号」に改める。

改める。 第六十三条の二の二の付記中 第六十三条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号の二」 「第百十九条第一項第七号の二」を「第百十九条第二項第三号」 「第百二十一条第二項第三号」 に

に

を

改める。

一条第一項第六号」に改める。 第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中 |第百二十 「第百二十一条第一項第五号」 条 第 一項第五号」 を 「第百二十

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第四号」 第六十三条の九の付記中「第百二十条第一項第八号の二、 を 同条第二項」 を 「第百二十条第一項第 に改め

七号、同条第三項」に改める。

百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第一項第二号」に改める。 百二十条第一項第八号の四」を「第百二十条第一項第九号」に改める。 第六十四条の付記中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第 第六十三条の十の付記中「第百二十条第一項第八号の三」 を「第百二十条第一項第八号」 に、 第

項第一号、め、同条の 七条の二の二第一項第六号」に改める。の二第五号」を「第百十七条の二の二第一の二第一項第二号、四号」を「第百十七条の二第一項第二号、 第六十五条第四項中「第百十七条の二の二第六号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改 同条の付記中「第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第三号」を 第百十七条の二の二第一項第三号」に、「第百十七条の二第二号、第百十七条の二の二第 「第百十七条の二の二第一項第五号」に、「第百十七条の二の二第六号」を「第百十 第百十七条の二の二第一項第四号」に、「第百十七条の二 「第百十七条の二第一

官 報 条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

第七十条の付記を次のように改める。 第六十七条の付記中「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第十三号」に改める。 項第十四号、同条第三項) 第百十七条の二第一項第四号、 第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二の二第一項第七号

第六十六条の付記を次のように改める。

第七十一条第五号の五中「第百十八条第一項第三号の二」を「第百十八条第一項第二号」に改め、

第百十七条の二の二第一項第八号チ、第百十九条第

三号の二」を「第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号」に改める 九号の二」を「第百十九条第一項第十五号」に、「第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第同条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に、「第百十九条第一項第

改める。 第七十一条の四の付記中「第百十九条の三第一項第六号」を「第百十九条の三第一項第五号」に 第七十一条の二の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

項第十六号、同条第三項」に改める 第七十一条の四の二の付記中「第百十九条第一項第九号の三、 同条第二項」を「第百十九条第

第七十二条の付記中「第百十九条第一項第十号」を「第百十九条第一項第十七号」に、「第百1 第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号の三、 を「第百二十一条第一項第九号、同条第三項」に改める。 同条第 三十

条第一項第十一号の二」を「第百二十条第一項第十一号」に改める。 「与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければ」に改め、同条第八項を同 -九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同条第七項中「与えなければ」を 第七十三条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。 第七十四条の三第一項中「)及び」を「)、」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七

されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべき ことを命ずることができる。 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保

号の三」を 第七十四条の三の付記中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に、「第百二十条第一項第十一 「第百十九条の二」に、「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十条第二項第三号」

の二第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号」を「第百十八条第 七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二 百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十七条の二第四号、第百十七条の 一の二第九号」を「第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十 |第二項||に、「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一||項第四号、第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の |第九号||を「第百二十一条第一項第八号」に改める。 第七十五条の付記中 「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項第一号」に、「第

十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。 第七十五条の二の付記中 「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百

第七十五条の三の付記を次のように改める。 第百十九条第一項第十八号)

七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。 第七十五条の五の付記中 七十五条の四の付記中 「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」 「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ」 を 「第百十

に改め

5

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第五号」を 「第百二十一条第一項第六号」 に改め

める。 十九条の二の二第一項第二号」に、「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」 の二第一項第二号」 >二第一項第二号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二第一項第八号ヌ、第百第七十五条の八の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百第七十五条の八の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、第百十九条』。

第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」 を 「同条第三項」に改める

第七十五条の十の付記を次のように改める。

(罰則 第百十九条第一項第十九号、同条第三項)

に改める。 第七十五条の十一の付記中「第百二十条第一項第十二号の二」を「第百二十条第一項第十三号」

条第一項第十号」に改める。 第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百二十条第一項第九号」を 第七十六条の付記中「第百十八条第一項第六号」を「第百十八条第二項第五号」に、「第百十九条 「第百二十

十九条第一項第十三号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百二十条第一項第十三号」第七十七条の付記中「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」 二十条第二項第四号」に改める。 をに 「第 第 百

を「第百十九条第二項第八号」に改める。 第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九条第一項第十四号」 第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を 「第百二十一条第一項第八号」に改める。

を「同条第三項」に改める。 第八十七条の付記中「第百十八条第一項第八号」を「第百十八条第一項第四号」に、「同条第二第八十五条の付記中「第百十八条第一項第七号」を「第百十八条第一項第三号」に改める。

号」を「第四号」に改める。 第九十条第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号第八十九条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。 「第百十七条の二第一項第一号」 に、

第六

項

項第二十号」に改める。 第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中 「第百十九条第一項第十五号」を「第百十九条第

七条の四第三号」に改める。 第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中 「第百十七条の四第二号」 を 第百十

十条第一項第十号」に改める。 第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第九号」第九十四条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」 に改める。 を 第百二

一第一項第九号」に改める。 第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の二の」第九十七条の二第一項第五号中「第百十七条の四第二号」を 二第十二号」を「第百十七条の二の「第百十七条の四第三号」に改める。

百十七条の四第三号」に改める。 第百一条の付記、第百一条の二の付記及び第百一条の五の付記中「第百十七条の四第二号」を「第

号」を「第四号」に改める。 第百三条第二項第三号中「第百十七条の二第一号」 を 「第百十七条の二第一項第 二号 に、 第六

くは第二項第一号若しくは第二号」 号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若し 二十一条第一項第八号」に改める 条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号」を「第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項 六号、第百十七条の二の二第一号」を「第四号、第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七第百三条の二第一項第二号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第 . 同項第三号中 「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、 に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第九号」 「第百 第三

第百七条の三の付記中「同条第二項」 十条第一項第十号」に改める。 第百七条の二中「第百十七条の二の 第百七条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。 二第一号」を「第百十七条の二の二第一項第一号」に改める。 を 「同条第三項」に、「第百二十条第一項第九号」を「第

第百七条の五第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第 第百七条の四の付記中「第百十九条第一項第十五号」を「第百十九条第一項第二十号」に改める。第百七条の三の二の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。 「第四号」に改め、 同条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項

第百九条の三の付記中「第百十九条の三第一項第七号」を「第百十九条の三第二項第二号」に、「第第百七条の十の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。 十九条の三第一項第八号」を「第百十九条の三第二項第三号」に改める。

に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。 第百十七条の二第四号及び第五号を削り、同条第六号中「次条第十一号」を「次条第一項第八号」

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万 下の罰金に処する。

> 2 の

を

自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で 前項第三号に規定

条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八第百十七条の二の二第四号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第七号中「前 する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、

2 号とし、第十二号を第九号とし、同条に次の一項を加える。 万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十

官

り運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上 にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反したとき(当該違反によ第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反したとき。 前条第二項第一号に該

一号に該当する場合を除く。)。 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反したとき(前条第二項第

百十七条の二の二第一項第三号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。 第百十七条の三の二第二号中「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第1 に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第百十七条の二の二第三号」を 第

第百十七条の四中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改 「第百十七条の四第二号」に改め、同号を同項第二号とし、 第百十八条第一項第二号及び第三号を削り、同項第三号の二中「第百十七条の四第一号の二」を 同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 同項中第四号から第六号までを削り、

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 六月以下の懲役又は十万

積載をして車両を運転したとき。 第五十七条(乗車又は積載の制限等) 第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える

従わなかつたとき 第五十八条の五(過積載車両の運転の要求等の禁止) 第二項の規定による警察署長の命令に

> 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反して、 (自動車の使用者の義務等) 第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。 第一号に規定する

積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。 第七十六条(禁止行為)第一項又は第二項の規定に違反したとき

り、第三号を第七号とし、第二号の二を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の四を第四号と削り、第四号を第十号とし、第三号の四を第九号とし、第三号の三を第八号とし、第三号の二を削 第十六号若しくは第十九号又は前項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次 号を第十三号とし、第七号の二を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号を 七号とし、第九号の三を第十六号とし、第九号の二を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八 の三を第十九号とし、第十二号の二を第十八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十 第百十九条第一項中第十五号を第二十号とし、第十二号の四から第十四号までを削り、 一項を加える。 「第一項第二号、第五号」に、「第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三」を「第十四号、 第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「前項第一号の二、第二号」 第三号を第七号とし、第二号の二を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の四を第四号と

円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万

き(第百十八条第二項第一号に該当する場合を除く。)。 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したと

一 第六十二条 (整備不良車両の運転の禁止) の規定に違反して車両等 (軽車両を除く。)を運転 させ、又は運転したとき。

第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反したとき

二項第四号に該当する場合を除く。)。 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反したとき(第百十八条第

Ŧi. 等)第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務

六 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反し たとき。

定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。 第七十七条(道路の使用の許可)第三項の規定により警察署長が付し、 又は同条第四項の規

の命令に従わなかつたとき。 措置)第一項又は第八十二条(沿道の工作物等の危険防止措置)第 第八十一条(違法工作物等に対する措置)第一項、第八十一条の二(転落積載物等に対する 一項の規定による警察署長

の次に次の一項を加える。 ^、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第百十九条の二第一項中「第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、]を削り、同項第三号を削

2 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したときは、 をした者は、十五万円以下の罰金に処する。 当該違反行為

第百十九条の二を第百十九条の二の二とし、第百十九条の次に次の一条を加える

第百十九条の二 第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項若しくは第四項の規定に違反し、又 為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、 当該違反行

第三項とし、 二項中「前項第一号、第二号又は第三号」を「第一項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条 第百十九条の三第一項中第五号を削り、 同条第一項の次に次の一項を加える 第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、 同条第

2

- 又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、 第五十一条の五 (報告徴収等) 第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず
- 第百九条の三(交通情報の提供)第一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたと
- 三 第百九条の三(交通情報の提供)第四項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたと

で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 同条第二項中「前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二」を「第一項第三号から第七号ま 第十一号の二を第十一号とし、第十一号の三及び第十三号を削り、第十二号の二を第十三号とし、 を第八号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の四を第九号とし、第十一号を削り、 第百二十条第一項第二号中「第百十九条第一項第一号の四」を「第百十九条第一項第四号」に改 一同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第八号の二を第七号とし、第八号の三

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処す 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項又は第五十九条(自動車の牽引制

号及び第百十九条第二項第一号に該当する場合を除く。)。 限)第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反したとき (第百十八条第二項第

第七十四条の三(安全運転管理者等)第五項の規定に違反したとき

第七十七条(道路の使用の許可)第七項の規定に違反したとき。

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 号の三を第九号とし、同条第二項中「前項第九号の三」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第 り下げ、第一号の二を第二号とし、第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号の二を削り、第九 第百二十一条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰

官

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科

の規定に基づく公安委員会の定めに違反したとき。 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条 (自動車以外の車両の牽引制限)

第六十三条の二(運行記録計による記録等)の規定に違反したとき

第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 百十九条第二項、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項、 は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。 十条第二項又は第百二十一条第二項の違反行為をしたときは、 は人の業務に関し、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項、第 行為者を罰するほか、 第百十九条の三第二項、第百二 その法人又

第百二十五条第二項第二号中「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第 十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に改める 項第三号」に、 第

第百二十六条第四項中「第百十九条の二」を「第百十九条の二の二第一項若しくは第三項」に、「第 「第三項」に改める。

7

号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項」を「若しくは第十二号から 第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項」を の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車 重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)」を削り、「第百十八条第一項第三号の二の 五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項」を「第百二十一条第一項第二 第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二、 百十九条の三第一項又は第三項」に、「第八号まで、第九号」を「第六号まで、第十号」に、「、第十 項又は第三項」に、「第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項」を「第 号、第二項第一号から第三号まで又は第三項」に、「第百十九条の二」を「第百十九条の二の二第一 等を運転する行為を除く。)」に、「第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、 罪に当たる行為」を「第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為(車両について第五十七条第一項 両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の 「第百十九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十 別表第二の上欄中「第二項の罪に当たる行為(」を「第三項の罪に当たる行為(」に改め、「(車 第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

使用者の義務(第十五条の三―第十五条の六)] に、「運転者及び」十条―第十五条の二) 目次中「第二章 歩行者の通行方法 (第十条―第十五条)」を を「車両等の運転者及び」に、「第 第第 一章の二 遠隔操作型小型-一章 歩行者等の通行方法 車 の第

五章 道路の使用等」を 第五章 道路の使用等 (第七十五条の十二—第七十五条の「第四章の三 特定自動運行の許可等 (第七十五条の十二—第七十五条の

二十九) |に改める

いう。次号及び第三項第一号において同じ。)を除く」に改め、同項第十一号の二中「車椅子」を「車、む」を「含み、小児用の車(小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものを 作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場 場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること(当該操 用小型車」に、「車椅子」を「車、遠隔操作型小型車」に改め、同項第十一号中「身体障害者用の車 他の」を「乳母車その他の歩きながら用いる」に改め、同項第十号中「軽車両」を「軽車両、移動 用の車椅子」を「、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車」に、「小児用の車その ことができるものを除く」に改め、同号を同項第十一号の四とし、同号の次に次の一号を加える。 に改め、同項第十一号の三中「車椅子」を「車」に、「限る」を「限り、遠隔操作により通行させる 府令」に、「含む」を「含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く」 小児用の車」に、「もの(」を「もの(原動機を用いるものにあつては、」に、「、内閣府令」を「内閣 合を含む。)をいう。以下同じ。)により通行させることができるものを除く。)」に改め、同号イ中「含 椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車」に、「のもの」を「のもの(遠隔操作(車から離れた 十一の五 遠隔操作型小型車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であ 第二条第一項第九号中「運転する」を「運転し、又は特定自動運行を行う」に、「及び身体障害者 府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。 行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、 つて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車(遠隔操作によ の車以外のものをいう を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用 り通行させることができるものを除く。)であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行

第二条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

の下に「及び第二号」を加える。

第二条第一項第十七号中 | 自動運行装置を使用する場合を含む」を | 特定自動運行を行う場合を に改め、同号の次に次の一号を加える。

運行装置を備えている自動車を運行すること(当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動停止させることができるものに限る。)を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動う。以下同じ。)を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を 用が当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいが第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使-七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置(当該自動運行装置を備えている自動車 車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。)をいう。

型車、小児用の車」に改め、「通行させている者」の下に「(遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作条第三項第一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小第二条第一項第十八号中「停止し」を「停止(特定自動運行中の停止を除く。)をし」に改め、同 により通行させている者を除く。)」を加える。

いるものに限る。) (次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。)」を加え、同条の付第四条第一項中「歩行者」の下に「若しくは遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行して

記中「第百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。 第六条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第五条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。 第一 号

「及び第二号」を加える。 第七条中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」 の下に

の下に「及び第二号」を加え、「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に改第八条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」

条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。 第十一条の付記中「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に、「第百

第二章の章名及び第十条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

官

者」を「歩行者等」に改める。 第十二条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「附近」を「付近」に改め、 同条第二項中 歩

第十三条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。 第十三条の二中「歩行者に」を「歩行者等に」に改める

第十四条の次に次の三条を加える

(歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

水曜日

を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。 十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、 歩行者の 通行

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

第十四条の三 遠隔操作型小型車(道路を通行しているものに限る。)の遠隔操作を行う者は、 隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければな 遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならな第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小(移動用小型車等を通行させる者の義務)

め う者」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第五号」 者」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行 第十五条中「又は」を「若しくは」に、「歩行者」を「歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条 同条の次に次の一条及び一章を加える

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路に 当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。 ときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、 おける交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認める

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作による通行の届出)

第十五条の三 遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この ればならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なけ 項及び次条において同じ。)の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該

遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏

人員その他の体制 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

非常停止装置の位置及び形状

遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければ、前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該 ならない。

ならない。 めの番号、記号その他の符号 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するた (次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなけれ ば

第一項については第百十九条の二の二第一号、

第百二十三条

(届出番号等の表示義務)

二十

3

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で すい箇所に表示しなければならない。 定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見や

(報告及び検査)

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、 車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提 せることができる。 遠隔操作型小型車の使

2 なければならない。 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、 その身分を示す証票を携帯し、 関係者に提示し

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、 第百二十三条

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車 までの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示する 操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとる 安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔 の法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこ ことができる

9

条第一項第十一号」に改める。

条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。 第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。 第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第百二十一 第百十九条の二の二第二号、第百二十三条)

第一項第八号」に改める。 第三十四条の付記及び第三十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第六号」を

第百二

+

条

の二の四第一項第一号」に改める。 第四十四条の付記及び第四十五条の付記中 第四十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第七十五条の二十二第二項」を加える 「第百十九条の二の二第一項第一号」を「第百十九条

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改め

(号外第 92 号)

に改める。 第四十七条の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」 を [第百十九条の二の四第一項第二号]

第四十八条の付記、第四十九条の三の付記及び第四十九条の四の付記中 「第百十九条の二の二第

項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。 第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二十二第三項」 を加え

第五十一条の四の付記中 第五十一条の三の付記中 「第百二十一条第一項第八号」 「第百十七条の四第一号」を 「第百十七条の四第一項第一号」に改める。 を「第百二十一条第一項第十号」 に改め

条の四第一項第一号」に改める。 第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「。第七十五条の十四において同じ」を加え、 第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中 「口中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。 第五十一条の六第二項中 「次条」の下に「及び第七十五条の十三第二項第一号」を加える 「第百十七条の四第一号」を 「第百十七 同

項第九号」に改める。 第五十四条の付記及び第五十五条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第

条第一項第八号」に改める。 第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二二第六十三条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。 |第百二十

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改

て次の二項を加える。 させる」を 第六十三条の十一の見出しを「(自転車の運転者等の遵守事項)」に改め、同条中「を自転車に乗車 「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、 同条に第一項及び第二項とし

転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない

ぶらせるよう努めなければならない。 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをか

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

百十七条の四第一項第二号」に改める。 第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、 同条の付記中 「第百十七条の四第 二号 を 第

|号において同じ。)| を削る。 第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号」を 第七十一条の四の二第一項中「(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。 「第百二十 次項

> 生日時等」という。)」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第百同項」に改め、「講じた措置」の下に「(第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発 十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改める。 第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を「含む。

十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。 第七十五条の付記中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」 に、「第百二

第七十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」 に改め

第七十五条の二の三中「前四章」を「前各章」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第六号」を 「第百二十一条第一項第八号」 に改め

二号」に改める。 第七十五条の八の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄す る公安委員会の許可を受けなければならない。

2 ければならない。 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しな

びにその役員の氏名及び住所 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並

 \Box 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画(以下「特定自動運行計画」という。) る特定自動運行用自動車に関する事項 登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定め 特定自動運行に使用する自動車(以下「特定自動運行用自動車」という。)の型式、自動車

特定自動運行に関する次に掲げる事項

- (4) (3) (2) (1) 特定自動運行の経路
 - 特定自動運行を行う日及び時間帯
 - 特定自動運行により運送される人又は物
- 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先 ①から③までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

二 この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定 自動運行実施者(第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。

- による現場措置業務実施者の指定の方法
- 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置: (員その他の体制

(3)

- (6) (5) (4) での規定による措置を講ずるための設備、 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法 ①から⑤までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 人員その他の体制及び当該措置の手順

3 条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)が記載された書面その他の内閣府令で定める 書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項(道路運送車両法第五十八

(特定自動運行の許可基準等) 第一項については第百十七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条)

.七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定に 審査して、これをしなければならない。 より提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを

特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであ

置に係る使用条件を満たすものであること。 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項ま

に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならなでの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定 い措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了し

公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ て、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。 た場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつ

2 当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

前項第五号に掲げる事項 (特別区を含む。)の長 前条第二項第二号ロ⑴に規定する経路をその区域に含む市町村

第七十五条の十四 公安委員会は、 のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。 第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号

者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。 法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過

3

水曜日

法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき

必要な条件を付することができる。 ると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため 七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があ

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が (許可事項の変更)

う。)は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、 員会の許可を受けなければならない。 七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者(以下「特定自動運行実施者」とい ただし、 内閣府令で定める軽微な変更については、 この限 公安委

第七十五条の十三及び前条の規定は、 前項の許可について準用する。

> 3 るときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとす

府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣 び第四項については第百十九条の二の三第二号、第百二十三条) 第一項については第百十七条の二第二項第四号及び第五号、 第百二十三条 第三項及

第七十五条の十七 内閣府令で定めるところにより、 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第 その旨を公示しなければならない。 一項の許可をしたときは、

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 第二項 五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件

第七十五条の十五 のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十 七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後 たに付された条件を含む。)に従わなければならない。 (第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更され、 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画(第 又は 新

(罰則 第百十七条の四第二項、第百二十三条)

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三 ばならない。 らない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなけ 五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命 定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十 令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければな 項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特 ń

二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律 める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。 に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなけ ればならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十

第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者 を指定しなければならない。 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、 次

状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の 十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の ・かつ、 当該場所に特定自動運行主任者を配置

王任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、 特定自動運行

当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならな 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行つているときは、内閣府令で定めるところにより、

1-14-2011 - 前が第一頁(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなけは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなけは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該装置が正常に作動していないことを認めたときればならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めたときればならない。

ない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。一十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定によづく処分により特定自動運行主任者が実施しなければなら一十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく2.特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七

(特定自動運行が終了した場合の措置)

- 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示
- 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指止、制限又は命令 - 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限示

しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に禁止、制限又は命令

第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。 当該特定自動運行用自動車の対法を変更し、又は 3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車で

用車両の通行を妨げないようにするため必要な措置を講じなければならない。

七十五条の二十三 特定自動運行(道路において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければ在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければ在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故の現場に通事故があつたとき、の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたとき、第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたとき、項及び第六項並びに第百十七条第三項において同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五年の元十三 特定自動運行(道路において同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五年の元十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三元十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三元十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三元十五条の二十三 特定自動運行(道路において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければない。

て、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場にお

- いときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。 乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいな乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは、当該特定自動運行主任者等」という。)は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者等」という。)は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者をの他の乗務員(第五項において特定自動運行用自動運行主任者その他の乗務員(第五項において特定自動運行用自動運行上土五条の二十第一項第二号に規定する措置
- し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。おける危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路に前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路に
- 止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防・前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場

第四号、第百二十三条)第四号、第百二十三条(第四項については第百二十条第二項第二項については第百十七条の五第二項、第百二十三条(第四項については第百十十条第二項第六号、第百二十三条(罰則)第一項前段及び第三項前段については第百十七条第三項、第百十七条の五第二項、第(罰則)第一項前段及び第三項前段については第百十七条第三項、第百十七条の五第二項、第

特定自動運行の特則)

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二節を除く。)の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定(第四章)

第六条第二項	運転者	う。以下同じ。) 二項に規定する特定自動運行主任者をい 特定自動運行主任者(第七十五条の十九第
第六条第三項	おいて、	おいて、特定自動運行主任者又は
項第三十三条第三	により踏切において運転者は、故障その他の理由	自動運行が終了した場合において、 特定自動運行主任者は、踏切において特定
	運転することができなくなつ	運転し、又は運転させることができない
	その他の理由により	等踏切に では、非常信号)を行う でいる場合にあつては、非常信号)を行う を記さる特定自動運行用自動車に乗車し に規定する特定自動運行用自動車に乗車と に担定する特定自動運行 は第二号一 に任者が第七十五条の十二第二項第二号 にはる軌道経営者への通報(特定自動運行 による軌道経営者への通報(特定自動運行 の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定 の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定 の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定

の第 第 第 六 十 三 千 三 兵 の 二 二 系 の 二 二 系 の 二 二 の 二 の 二 に の に に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	運転者	特定自動運行実施者 (第七十五条の十六第7を行つて アルド スは特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行って アルド スは特定自動運
の二第一項	を運転させ、又は運転して	行を行つての特定自動運行を行わせ、又は特定自
第七十五条の三	運転者	特定自動運行主任者
一第一項 第七十五条の十	により 運転者は、故障その他の理由	特定自動運行主任者は、
	できなくなつた当該自動車を運転することが	できない 該自動車を運転し、又は運転させることが 特定自動運行が終了した場合において、当
	より自動車が故障その他の理由に	自動車が
一第二項 第七十五条の十	により 運転者は、故障その他の理由	特定自動運行主任者は、
	を運転することができなくなつ	できない 該自動車を運転し、又は運転させることが 特定自動運行が終了した場合において、当
(長号をぶ食)(量)		

(報告及ひ検査等)

官

施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十**七十五条の二十五** 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実 五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳 書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

なければならない。 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示し

の者に照会し、又は協力を求めることができる。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、 官庁、 公共団体その他

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、 第百二十三条

(特定自動運行実施者に対する指示)

関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行にく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の 定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づ 七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、 示することができる。 特

督する行政庁の意見を聴かなければならない 車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第 二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、 運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動(公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動 当該事業を監

> (許可の取消し等) 第一項については第百十七条の二第二項第六号、

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実 施者に対し、特定自動運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその 力を停止することができる 効

- しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若
- 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。 公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。 内閣府令で定め

(許可の効力の仮停止)

るところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防 の許可の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。 実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運 ため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行

- 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。
- 違反したとき。 くはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若し
- けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受
- 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければな
- 5 は、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。 て第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案につい 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたとき

(特定自動運行の許可の取消し等の報告)

第七十五条の二十九 定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、 項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で 当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第

項第五号」に改める。 第二項第七号」を「第百十九条第二項第八号」に、「第百二十条第二項第四号」を「第百二十条第二 第七十七条の付記中「第百十九条第二項第六号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百十九条 第七十六条の付記中「第百十九条第二項第六号」を「第百十九条第二項第七号」に改める。

を「第百十九条第二項第九号」に改める。 第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九条第二項第八号」 第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

七条の四第一項第三号」に改める。 第九十条第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。 第八十九条の付記中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。 第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中 「第百十七条の四第三号」を 「第百十

第九十四条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を 第九十五条の付記中「第百二十一条第 一項第十号」 を 「第百二十一条第一項第十二号」に改める。 「第百二十一条第一項第十号」に改める。 二十一条第一項第十二号」に改める。

第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める 第九十七条の二第一項第五号、第百一条の付記、第百一条の二の付記及び第百一条の五の付 記中

一号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改め、同条の付記中「第百第日三条の二第一項第一号中 |第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同項第 一十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。 第百七条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。 第百三条第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

第百七条の三の付記中「第百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十二号」に改め

第百七条の三の二の付記中「第百十七条の四第三号」を 「第百十七条の四第一項第三号」 に改め

第百七条の五第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」 に改め、 同条の

付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

に改める。 において準用する場合を含む。)の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項| 付記中「第百十七条の五第二号」を「第百十七条の五第一項第二号」に改める。 第百十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項 第百八条の三の四の付記、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の 第百八条の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。 第百七条の十の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第百十六条に次の一項を加える

は十万円以下の罰金に処する。 は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又 六月以下の禁錮又

第百十七条に次の一項を加える。

た者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 前段の規定に違反したとき(特定自動運行主任者が違反した場合に限る。)は、当該違反行為をし 七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項前段又は第三項 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、 第

第百十七条の二第二項に次の四号を加える。

水曜日

り当該許可の効力が停止されている場合を含む。)特定自動運行を行つたとき。 第七十五条の十二(特定自動運行の許可)第一項の許可を受けないで(第七十五条の二十七 (許可の取消し等) 第一項又は第七十五条の二十八 (許可の効力の仮停止) 第一項の規定によ

条の十六(許可事項の変更)第一項の許可を受けたとき。 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二(特定自動運行の許可)第一項又は第七十五

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更した 第七十五条の二十六(特定自動運行実施者に対する指示)第一項の規定による公安委員会の

第百十七条の四に次の一項を加える。

指示に従わなかつたとき。

2 た者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第七十五条の十八(特定自動運行計画等の遵守)の規定に違反したときは、 当該違反行為をし

> に次の一項を加える 第百十七条の五第一号中「第百十七条の規定」を「第百十七条第一項又は第二項」 に改め、

> > 同条

項又は第三項前段の規定に違反したとき(第百十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。) 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項前段、第二 は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する

第百十八条第一項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」 に改め

第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。 運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項」を加え、同項中第八号を 含む。)」を加え、同条第二項第三号中「記録等)」の下に「第一項(第七十五条の二十四 置)」の下に「(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を 為をした者(当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。)」に改め、同項第十八号中「措 た場合に限る。)」に改め、同項第二号中「に違反した車両等の運転者」を「の違反となるような行 第百十九条第一項第一号中「車両等の運転者」を「者(当該行為が車両等の通行に関して行わ第百十八条の三中「車両の運転者」を「者」に改める。 (特定自動

六 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項後段又は 第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

第百十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 第百十九条の二の二を第百十九条の二の四とし、第百十九条の二の次に次の二条を加える 三十万

円以下の罰金に処する。 第十五条の三(遠隔操作による通行の届出)第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽

の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行つたとき。 第十五条の六(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)の規定による公安委員会の指示に

第百十九条の二の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、 円以下の罰金に処する。 従わなかつたとき。 二十万

避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、 第十五条の五(報告及び検査)第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 若しくは忌

ず、若しくは虚偽の届出をしたとき。 届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、 第七十五条の十六(許可事項の変更)第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の 又は同条第四項の規定による届出をせ

三 第七十五条の二十五 (報告及び検査等)第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 くは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、 若し

七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、第六項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項第十三号中「第一項」の下に「(第 号中「禁止)」の下に「(第七十五条の二十三 (特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、 ·規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、同項第十第百二十条第一項第一号中「第二項」を「第二項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)

兀 よる警察官の命令に従わなかつたとき。 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 第四項の規定に

繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 に該当する者を除く。)」に改め、同項中第十号を第十二号とし、 第百二十一条第一項第一号中 「歩行者」を「者(第百十九条第一 第五号から第九号までを二号ずつ 項第一号及び第二号並びに次号

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

第百二十一条第二項第三号中「記録等)」の下に「第一項(第七十五条の二十四(特定自動運 第七条(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反と なるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われ ^(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は1条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは

14

る

第九号又は第十号」を「第一項第十一号又は第十二号」に改める。 特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項」を加え、同条第三項中 「第一項動運行の

ら第百十九条の二の三まで、第百十九条の二の四第二項」に改める。

八号、第九号、第十一号若しくは第十二号」に改める。 条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第百二十一条第一項第三号、 別表第二の上欄中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に、「第百二十第百二十六条第四項中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に改める。 第

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「第百八条の三十二の三」を「第百八条

あつて」の下に「次に掲げるもののうち」を加え、同号に次のように加える。 第二条第一項第十号中「内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する」を削り 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車 (口に該

 \Box り、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に 該当するもの 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであ

官

当するものを除く。)

第十条第三項中「歩行者等は、」の下に「普通自転車通行指定部分 (」を加え、「がある」を 第十七条の二第二項において同じ。)がある」に改める。 「をい

じ。)、二輪」に改める。 小型原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号口に該当するものをいう。 - 型亰動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号口に該当するものをいう。以下同第十七条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「二輪」を「特定・デュー・・・・・・・・

例特定小型原動機付自転車及び軽車両」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一車両の」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の」に改め、同条第二項中「軽車両」を「特 第十七条の二の見出し中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一項中 前条第一項」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項」に、「軽

(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)

標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているとき あると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。 条において「特例特定小型原動機付自転車」という。)は、前条第一項の規定にかかわらず、道路 を牽引していないもの(遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次 十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両 当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要が

あることを内閣府令で定める方法により表示していること。 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるもので

- 通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができな
- ないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれの
- また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一 で進行することができる。 分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法 しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部 通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならず、 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(普

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

軽車両(以下「特定小型原動機付自転車等」という。)」に改める。 項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。)」に、「軽車両」を「特定小型原動機付自転車及び 第十八条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第

第二十五条第二項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。

第三十条中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一号中「まがりかど附近」

「曲がり角付近」に、「頂上附近又は勾配」を「頂上付近又は勾配」に改める。

を

般原動機付自転車」に改める。両一条第四項及び第五項中「原動機付自転車」を「一両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第四項及び第五項中「原動機付自転車」を「一 第三十四条第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第三項中 軽車

原動機付自転車」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。 第三十五条第一項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」 に、「原動機付自 転車

般

第三十八条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。

第六十四条中 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の次に次の一条を加え

(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者 に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号 第二項については第百十八条第一項第三

四項から第七項まで」に改め、同条第四項中「第六十四条第一項」の下に「、第六十四条の二第一 に改める。 項」を加え、「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第四項から第七項まで」 第六十七条第一項及び第二項中「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第

号」に改める。 第七十一条第五号の五及び同条の付記中「第百十八条第一項第二号」を 「第百十八条第一項第四

第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。 第七十一条の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、 同条中第七項を

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 第七十一条の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める 第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める

第八十四条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

同条の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める 第八十五条第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自

第百三条の二第一項第二号中 第八十七条の付記中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第一項第六号」に改める。 「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改め

五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 第百八条の二第一項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、 同項中第十

第百八条の三の五の見出しを「(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)」に改め、 第百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「、第十五号若しくは第十六号」に改める。 「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第百八条の二第一項第十五号」を「第百八条の二第一項 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習 同条

第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 き旨を命ずることができる。 十五号に掲げる講習(次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けるべ 者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第 る交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その 行為」という。)を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路におけ させるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「特定小型原動機付自転車危険 の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じ 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令

車危険行為」に改め、「国家公安委員会は、「の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加 したとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転 第百八条の三の六の見出しを「(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告)」に改 同条中「又は」を「、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為を

第百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動、」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える 第百八条の二十八第一項第一号及び第四項第三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」 第百八条の二十七の見出しを「(公安委員会による交通安全教育)」に改める。

官

第百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。

第六章の四中第百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当 機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならな 該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動

次に次の二号を加える。 第百十条の二第三項中「若しくは第六項」の下に「、第十七条の二第一項」を加える。 第百十八条第一項中第四号を第六号とし、 第百十七条の二の二第一項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。 第百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める 第三号を第五号とし、 第二号を第四号とし、 第一号の

規定に違反した者 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止) 第 一項

規定に違反した者(当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)第二項の 項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。)

> に改める。 第百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」 第百十九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。 第百十九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

行)第二項、第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行」に改める。 第百二十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通

を運転することができないこととされている者」を加える。 く。)」の下に「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自 第百二十五条第二項第一号中 「係る車両等」の下に「(特定小型原動機付自転車を除く。)」を、「除 転車

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。 別表第二の上欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第四号」に改める

める。 目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を 「免許証等の更新等」 に改

項」に改める 第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第

第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める

第九十二条の二を削る。

考一の口」に改める。 第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一の2」を 「第九十五条の六第一項の表の備

第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。 第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第九十五条の二 免許 (仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、 以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。 号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、そ 律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番 の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。 (特定免許情報の記録等)

前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の

免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

条の四において同じ。)に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの 第九十三条第三項の規定により免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五

前項に規定する特定免許情報 (以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分 部分に電磁的方法により記録するものとする。 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、

免許の効力が停止されているとき

の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情とし ける他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他 法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分にお て内閣府令で定めるものがあるとき 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

- カードをいう。以下同じ。)を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委 員会に返納することができる。 免許証及び免許情報記録個人番号カード(その者に係る特定免許情報が記録された個人番号
- 条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができる。 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二
- 免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。 場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該 する者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請を
- 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。
- た者は、これに応じなければならない。 するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受け 示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認 項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前
- 定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規
- ドをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができ、 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カー
- 11 ることができる。 のは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請す 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するも
- 第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、 内閣府令で定

(罰則 第八項については第百二十条第一項第十号)

官

現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」との規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が1九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項 免許情報記録をいう。)をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書 録個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された免許情報記録(同条第二項第一号に規定するあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード(第九十五条の二第四項に規定する免許情報記 により記録しなければ」とする。 のを除く。)」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法(次条に規定する電磁的方法をいう。) ドの区分部分 (第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。)に当該条件 (仮免許に係るも き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カー

水曜日

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則)

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異な第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第 る種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十 一条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。 による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十 第九十一条の二第二項の規定により、免許(仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は 又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則)

- **第九十五条の五** 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードの 規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。 みを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第 項の規定にかかわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の
- 条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。 十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係 けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五 る事項の記載(前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録)を受 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九
- 十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九
- 本籍を証明するものに限る。)の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書(その者の変更した後の 国家公安委員会に対し、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百二十条の三第三項
- 規定する特定署名用電子証明書記録情報(その者の個人番号カードに記録された同法第三条第 る法律(平成十四年法律第百五十三号)第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に 措置として内閣府令で定める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関す 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。)の提供を受けるための
- 当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ
- 内閣府令で定める事項 情報の提供を受けたとき
 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録
- した旨その他の内閣府令で定める事項 前項第二号に規定する措置が開始され、 又は終了したとき 当該措置が開始され、

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第九十五条の二第十一項の規定により 掲げる区分ごとに、それぞれ、 を除く。次項において同じ。)及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以 交付された免許証(第百七条の規定により読み替えて適用する第百一条の四の二第三項に規定す より更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の表の上欄に の規定により書き換えられた免許情報記録及び第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定に 免許情報記録等」という。)、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項 た者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録(次項において「免許付与時記録 けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受け 下この項において同じ。)並びに免許情報記録(第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受 るまでの期間とする。 (以下この項において「更新証明書」という。)の交付を受けた者に対して交付されたもの 同表の中欄に掲げる年齢に応じ、 同表の下欄に定める日が経過す

(5 を受けた日口 優良運転者 東新日等 (5 を受けた日 東新日等 (1 を受けた日 東新日等 (1 を受けた日本 (2 を受けた日本 (2 を受けた日本 (2 を受けた日本 (2 を受けた日本 (2 を受けた日本 (2 を) を (3 を) を (3 を) を (4 を) を (5 を) を (5 を) を (6 を) を	合た報に以規第年の一経起内定免 に日記を発生の項過した。 に日記をでは、 に日記をでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	適性検査を受けた日の性検査を受けたものに対して第三項のに対して第一のに対して第一のに対して第一のに対して第一の第一条の二第四項	の交付を受けた日有効期間の更新を受けた日れた免許証及び同条第三の交付を受けた	百一条第六項の	ー ā イ	出用的方	違反運転者等		優良運転者及び一般運転者		の記録を受けた者の区分免許証の交付又は特定免許情報
てれ第係の特	試生免及別第の 限定にこかことからとがのといるとからとからとがの場所にこのでは、 同る。このでは、 同る。このでは、 にとができずが、 にとのでは、 にとのでは、 にとのできがででになった。 に当れが、 とができがるで、 にといって、 にはいいって、 にはいいいって、 にはいいいって、 にはいいいって、 にはいいいいいいいいいい、 にはいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	録された免許情報記のうち同項の規定により更新された免許情報記に	項の規定により記録されたものに対して第九十五条というを第百一条第	足により更新された免許証	5までに掲げる免許証及び終は、次に定めるとおりと			七十一歳以上	七十歳	七十歳未満	更新日等における年齢
コアは免許情報記録に係る適性記録 一において同じ。」を受けている期 では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けた日。ニに 力では当該取消しを受けている期 により交付さ がされた免許情報により交付さ がは当該の行さ のにおいて同じ。」を受けている期	けた日本の は は に に に に に に に に に に に に に	第百一条の二第三項の規定により交付された免許証及び免許情報記録の有効期間の更新許証及び免許情報記録がでに更	れた免許情報記録 当該更新証明書来の二第十一項の規定により交付さ界六項の規定による免許情報記録の	武及び免許情報記録 当該更新され	5免許情報記録の区分に応じ、当該0する。		る日 誕生日から起算して一月を経過す 満了日等の後のその者の三回目の	る日 誕生日から起算して一月を経過す 満了日等の後のその者の三回目の	る日 誕生日から起算して一月を経過す 満了日等の後のその者の四回目の	る日 誕生日から起算して一月を経過す 満了日等の後のその者の五回目の	有効期間の末日

のうるう年以外のその者の誕生日 「更新日等の直前のそでの間である場合におり乗新日等が有効期間 未満である者
の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該規定の法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定をあつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定とであつて自動車等の運転に関することを決定して免許を受けている期間が五年以上に違反運転者等。更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上に違反運転者等。更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上に (3)(2)(1)(1)も致づ間 当から43までに定め 満了日等 次の13 を受けた日を受けた日 録の有効期間が満了することとされていた日3 イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録 その直近において記録された免許情報期間が満了した日 期間が満了した日 東新の免許証又は免許情報記録の大(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 更新前の免許証又は免許情報記録の大(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 (1)に掲げる免許証及び免許情報記録 (1)に掲げる免許証及び免許情報記録 (1)に掲げる免許証及び免許情報記録 (1)に掲げる免許証及び免許情報記録 (1)に対していた日 等新 査を受けた日 イ③に掲げる免許証及び免許情報記録 般運転者 日等がその が見ませば、上である がは、「更新日気者の誕生日で 3のその者の誕生日の前日」とする。1におけるこの表の適用については、こ1期間の末日の直前のその者の誕生日の 年における誕生日は二月二十八が二月二十九日である場合にお 中の規定の規定のおる者であ ん(1)から(4) 証及び免許情報記録 良運転者又は違反運転者等以外の者 等のあ 遵法で、 までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、 前号 の規則 二合にお 況が優良な者として政令で定定に基づく処分並びに重大違動車等の運転に関するこの法 当該免許 る。いけるこの表の適用については、この表中に 第百 日であるものとみなす。 証又は免許情報記録に係る適性試験 、日の翌日 条の 第三 (中「更新日等」とあるのはいから当該有効期間の末日 項 **足める基準に適合する** 選反唆し等及び道路外 法律及びこの法律に基 の規定による適性検 。 いては、

間律並で

の有効

報記

当該

間は、継続にたった。というでは、継続によるというできる。

てする

はま

更

その者

第九十七条の二第一を「第百五条」に改める、 第九十七条の二第一項第三号及び第四号中日を当該期間の末日とみなす。 前二項に規定する期間の末日とよ (の末日とみなす。) 定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、 「免許証の有効期間 の更新 を 「免許証等の更 これらの 新

一第五項中

「第九十二条の一

第四

項

を

「第九十五条の六第三

項

に改める

に、

第六章第五節の節名を次のように改める。

の内容(同条第五項」を「第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条 のハに規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。) (」に、「第九十二条の の更新」に、「優良運転者(」を「優良運転者又は一般運転者(第九十五条の六第一項の表の備考一 項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三項中「免許証の更新」を「免許証等 許証等の更新」に、「当該免許証」を「当該免許証等」に、「第三項」を「第五項」に改め、 許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項に後段として次のように加える。 第七項」に、「書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免 の二に規定する違反運転者等」に改め、同条第六項中「第百一条の二の二第三項に規定する書面 第一項の表の備考四」を「同表の備考四」に、「受けて優良運転者」を「受けなければ同表の備考 :」を「又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の」に、「免許証の更新」を「免第百一条の見出しを「(免許証等の更新の申請及び定期検査)」に改め、同条第一項中「の有効期間 同条第二

録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の 規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。 この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたとき に係る経由地公安委員会 (同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。)に当該免許情報記 同条第七項の規定による適性検査を行つた場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申

第六項の次に次の一項を加える。 第百一条第七項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第八項とし、 同条

同時に申請しなければならない。 更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方をドを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の 免許証(仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。)及び免許情報記録個人番号カー

条第一項、第四項及び第五項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項第百一条の二の見出しを「(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)」に改め、同 同条第四項の次に次の一項を加える。

更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、 双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の その

水曜日

同条第一項の次に次の二項を加える た書面を」を削り、「とともに、」を「の内容(第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を 場合には」及び「この条及び次条において」を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「書 含む。)及び前項の規定による適性検査の結果を」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改 許証等の更新」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「免許証の更新」を「免許証等の更 許証の更新を」を「免許証等の更新を」に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を加え、 .の送付」を「通知」に、「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「免許証の更新」を「免 第百一条の二の二の見出しを「(免許証等の更新に係る申請先の特例)」に改め、同条第一項中「免 、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする 同項を同条第六項とし、同条第三項中「、前項の規定による適性検査の結果を記載し 同条第二項中 「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、

令和 **4** 年 **4** 月 **27** 日

なければならない 出をする場合を除き、 前項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申 当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わ

> 書換えを当該経由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。 を経由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による経由地公安委員会

第三項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。 条第七項」に、「書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免 項に規定する書面の内容(同条第五項」を「前条第五項の規定により通知された適性検査の結果(同 第百一条の三第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第二項中 「前条第三

第百一条の四中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、 (更新された免許証の交付等) 同条の次に次の一条を加える。

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証 (仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請 とをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、 をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。こ の場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたこ 同条第四項の規定により返納されたもの

免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個

の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる 人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。 前項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた者は、第九十五条

5 第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

次の一項を加える。 当該免許証。次項及び第七項において同じ。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に 項」に、「提出を受けた免許証」を「免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び 同条第五項中「及び免許証」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三 め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び免許証」を削り、同項を同条第七項とし、 第百三条の二第三項中「仮停止を受けた者」を「免許証を有する者が仮停止を受けたとき」に改

ドを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カー

第百三条の二の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削り、同条に付記として次のように加える。 第百四条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、 同項

(罰則 第二項については第百二十三条の二第一号)

第七項を同条第五項とする 受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行つたとき)」に改め、同条第五項及び第六項を削り、 て同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を 記録の抹消を行つたとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。 き」を「受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報 第百四条の四第三項中「第百七条第一項第一号」を「第百六条の三第一項第一号」に、「受けたと 次条におい

内閣府令で定める。

期間の更新のいずれをも受けなかつたとき〕」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効第百五条第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「とき」を「とき(免許証及び免許

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者免許を受けた者を除く。)及び前条の規定により免許が失効した者(当該免許が失効した日の前日第百五条の二 第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者(同条第三項の規定により 三項において「運転経歴区分」という。)により表示する書面をいう。以下この条及び次条におい六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分(第た日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条のを除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書(当該取消しを受け て同じ。)の交付を申請することができる。

ものであつてはならない。 交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有する前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を

3 条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第百四 前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下 ことができる。 この条及び次条において同じ。)をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請する

の者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をそ 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、

証の交付をし」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「第百四条の四第六項(」及の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許 「、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証る場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「再交付をし」の下に「第九六年の条第一項」の下に「(第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用す び「において準用する場合を含む。)」を削り、「交付し」の下に「、同条第四項の規定により運転経 歴情報の記録をし」を加える。

第百七条第一項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改 同項に次の一号を加える。

免許証の有効期間が満了したとき(第二号に該当する場合を除く。)

条第二項において同じ。)」に改め、同条第四項中「第百三条の二第四項若しくは第五項」を「第百年条第二項中「場合」を「場合(同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次 三条の二第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「免許を受けた」 「免許証を有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

第百七条に次の一項を加える。 第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、 内閣府令

第百七条の付記中「第三項」

を

第四項」

に改め、

同条を第百六条の三とし、第六章第六節中同

の次に次の四条を加える。

なつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会一百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することと

に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カー

19

ドを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に 定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき (第一号に該当する場合を除く。)。 又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。 第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項

記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許 第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受け 書き換えるものとする。 情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に ている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則)

第百六条の五 公安委員会は、免許証(仮免許に係るものを除く。第百七条において同じ。)及び免 定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。 を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、 項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許 許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第一項、 (免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則) 項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規 第二項若しくは第四 前条第

第百六条の六 第百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号 カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第 該免許を与えたものとする。 項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、

当

(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第百七条 現に受けている免許 (仮免許を除く。)について免許情報記録個人番号カードを有してい き続き有している者とみなして、第九十五条の二第十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、 該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。 免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に対し、 びに第百五条の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する 第百一条から第百一条の四まで(第百一条の二の二第三項を除く。)、第百一条の四の二第三項並 ない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引 抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有し た者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の 当

第六項」に改め、同条第十項中「第百三条の二」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「同条第五項」 第一号」に改める 百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十号 第十一項については第百二十三条の二 第七項」に、「同条第七項」を 第百七条の五第六項中「第百三条の二第四項若しくは第五項」を「第百三条の二第五項若しくは 「同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項」に、「同条第六項」を「同条 「同条第八項」に改め、同条第十一項後段を削り、同条の付記中「第

項」を「第九十五条の六第一項」に改める。 第百八条の二第一項第十一号中「免許証の更新」 を「免許証等の更新」に、「第九十二条の

第

二十三条の二第二号」に改める。 第百八条の三十二の二の付記及び第百八条の三十二の三の付記中 「第百二十三条の二」 を 第

第百八条の三十三中 「第九十二条の二第一項」 を「第九十五条の六第一項」 に改める

すべき旨を命ずる」に改め、 求めこれを保管する」を「内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定し 第百十二条第一項中「第百四条の四第六項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)」を(罰則 第百二十三条の二第一号) 第百九条の見出しを「(出頭命令)」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を へき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭

[第百五条の二第二項及び第四項] に改め、同項第三号中「第九十二条第一項」の下に「又は第九 五条の二第十一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効り読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第百六条の四第二項の規定による免許 定める者を除く。) 特定免許情報記録手数料 力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定によ

許証等更新手数料」に改め、同項第五号の二中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。 ?の記録」に改める。 第百十七条の二の二第一項第九号中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又は特定免許情 第百十二条第一項第五号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免

証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改める。 第百十七条の四第一項第三号中「免許証の更新及び」を「免許証等の更新の申請及び」に、「免許 2

定免許情報の記録等)第八項の規定」に改め、同項第十五号中「免許証、」の下に「免許情報記録個 人番号カード、」を加える。 第百二十条第一項第十号中「第四項又は」を「第四項、」に、「の規定」を「又は第九十五条の二(特

第百二十一条第一項第十号中「第一項、」を「第一項(第九十五条の五(免許情報記録個人番号カー (免許情報記録の抹消等) 第一項」に改める。

百二十三条の二を次のように改める。

官

第百二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

定による警察官の命令に従わなかつた者 動車等の運転禁止等)第十一項において準用する場合を含む。)又は第百九条(出頭命令) 第百四条の三(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)第二項(第百七条の五(自 の規

転免許取得者等検査の認定)第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 第百八条の三十二の二(運転免許取得者等教育の認定)第三項(第百八条の三十二の三 (運

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第九条の規定 公布の日

い範囲内において政令で定める日 第一条並びに附則第六条、第十一条及び第十五条の規定 公布の日から起算して六月を超えな

条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十四条の関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第七条第一項第二号の改正規定(「第百十八一)第三条並びに附則第四条、第十二条(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 範囲内において政令で定める日 第四条並びに附則第五条、第十条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない

第二条 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる 規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日まで の間における第二条の規定による改正後の道路交通法第七十五条の十二第三項の規定の適用につ るのは「第六十条第一項」と、「が記載された書面」とあるのは「の写し」とする。 ては、同項中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証」と、「第五十八条第二項」とあ 11

(免許の拒否等に関する経過措置)

由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、な第三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為を理 お従前の例による。 由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の道路交通法第百八条の三の五第一項の規定は、 号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に関し同項に規定する特定小型原 動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。 附則第一条第三

(免許証の保管等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の道路交通 免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びにこれらの規定により交付されている保管証に 下この条において「旧法」という。)第百四条の三第三項(旧法第百七条の五第十一項において読み ついては、なお従前の例による。 替えて準用する場合を含む。)又は第百九条第一項の規定により保管されている免許証又は国際運転 议

一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に係る違反行為については、 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にされた旧法第百四条の三第二項(旧法第百七条の五第十 (罰則等に関する経過措置) 第四条の規定による改正後の道路交通法第百二十三条の二(第一号に係る部分に限る。)の規定は、

第六条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、 した行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。 当該各規定)の施行前に

第七条 この法律 (附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ。)の施 行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による

第八条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。 (政令への委任

第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則

十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

(自衛隊法の一部改正)

及び」を「同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに」に改める。 に規定する免許情報記録の有効期間並びに」に、「道路交通法第九十二条の二第一項から第三項 第百十五条の十六第三項中「の有効期間及び」を「及び道路交通法第九十五条の二第二項第 (まで 一号

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のよ

第五号、第九号の二若しくは第十五号」を 項第一号若しくは第二号」に改める。 に改め、同項第三号中「第二号又は」を 第一号の二又は第百十八条第一項第七号. 第百十七条の二の二第一号」を「第四号、 第七条第一項第二号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号、 「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、 を「第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号」 第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の四 「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二

第四項

む定第

により読み替えて適用される場合を含四項(運転代行業法第十九条第一項の規

第百十九条の

者等)

第条 一項三

(安全運転管

より読み替えて適用される場合を含む。)項(運転代行業法第十九条第一項の規定に第七十四条の三(安全運転管理者等)第一

第十二条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のよ うに改正する。

第十三条 百十八条第一項第五号」に改める。 (タクシー業務適正化特別措置法の一部改正) 「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に、「第百十八条第一項第三号」を「第七条第一項第一号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正 八条第一項第三号]を「第に改め、同項第二号中

免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を 証するに足りる資料」を加える。 第五条第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する

一号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える 第八条第二項中「添附し」を「添付し」に改め、「運転免許証」 の下に 「その他の第五条第二項

(自動車安全運転センター法の一部改正)

第十四条 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 付自 転車」に改める。 一条第一号中「同項第十号」を「同法第十八条第一項」 に、「原動機付自転車」を「一般原動機

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十五条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号) のように改正する。 の一部を次

四条の三第二項の項中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に改め、同表第七十四条の三第七 第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、 第三号」に改め、 百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二の の二第五号」を「第百十七条の二第二項第二号」に改め、同表第百十七条の二の二第八号の項中「第 四号」を「第百十七条の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第五号の項中「第百十七条 を「第百十九条の三第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第四号の項中「第百十七条の二第 百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第百十九条の三第一項第四号」 項及び第八項の項中「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第 号」に改め、同項の表第七十四条の三第一項の項中「)及び」を「)、」に、「を除く。以下この」を 十八条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十一号の項中「第百十九条第一項第十一号」 第二項第三号」に改め、同表第百十八条第一項第五号の項中「第百十八条第一項第五号」を「第百 表第百十七条の二の二第十号の項中「第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の 八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項並びに第百十九条の三第二項第一 二第九号の項中「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二の二第二項第二号」に改め、 「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同表第七十 第十九条第一項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号ま 「第百十九条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十二号の項中「第百十九条第 第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに 号 を 「第百十九条第二項第五号」に改め、 同表第百十八条第一項第四号の項中「第百十八条第一項第四号」を 同項の次に次のように加える。 二の二第二項 第百十 同

第八項	同条第六項
む。) 第八項(運転代行業法第十九条第一項の規	れる場合を含む。)れる場合を含む。)第七十四条の三第六項(運転代行業法第十

又は容認した場合」に改め、同表第百十九条の三第一項第四号の項を次のように改める。 反したとき」に、「違反する行為(」を「違反したとき(」に、「に係るもの」を「をすることを命じ、百十九条の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反する行為」を「第一項第七号の規定に違 第十九条第一項の表第百十九条の二第一項第三号の項中「第百十九条の二第一項第三号」を 「第一項第七号の規定に違

第十九条第一項の表第三二十条第	I E	第二頁第一景三	
_	とき	又は	
湏第十一号の三の頁及び第三二十三条の頁を削り、司条第二	に該当する場合を除く。) (自動車の使用者の義務等)第一項第七号(自動車の使用者の義務等)第一項第七号定により読み替えて適用される第七十五条定により読み替えて適用される第七十五条定により読み替えて適用	若しくは	

第一号(同法第五十一条の五第一項」に改める。 第一項第四号並びに第百十九条の二第一項第三号」を「第百十七条の二第二項、第百十七条の二の 項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第第十九条第一項の表第百二十条第一項第十一号の三の項及び第百二十三条の項を削り、 二第二項、 -九条の三第一項第四号 二第一項第四号(同法第四十七条及び第七十五条の八第一項」を「第百十九条の三第二項)第百十八条第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百 第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条 同条第

第十九条第一項の表以外の部分中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号及第十六条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。 七十五条の付記の項及び第百十九条の二の二第二項の項中「第百十九条の二の二第二項」を「第百び第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同項の表第 に改める。 項第一号及び第二号」に、「及び第百十九条の二の二第二項」を「並びに第百十九条の二の四第二項 -九条の二の四第二項」に改め、同条第二項中 「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二

国土交通大臣 内閣総理大臣 斉藤 岸田 信鉄文夫 挨

岸

防衛大臣

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和四年九月十四日

内閣総理大臣

岸田

文雄

改令第三百三号

国務大臣 西村 明宏国土交通大臣臨時代理 内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四号

をここに公布する。 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 御 名 御 璽

令和四年九月十四日

] 閣総理大臣 岸田

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する

令を制定する 内閣は、道路交通法の一部を改正する法律 (令和四年法律第三十二号) の 一部の施行に伴い、 この

(道路交通法施行令の一部改正)

第一条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) 第二十六条の六第一号の表を次のように改める。 の一部を次のように改正する。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	
法第百十七条の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二第一項第一号の違反行為	
法第百十七条の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二第一項第三号の違反行為	
 為第百十七条の二の二第二項第一号の違反行	為第百十七条の二の二第一項第一号の違反行	
 為第百十七条の二の二第二項第二号の違反行	七条の二の二第一項第三号の違反行為法第百十七条の二第一項第一号又は法第百十	
為第百十七条の二の二第二項第三号の違反行	為 お第百十七条の二の二第一項第七号の違反行	
一項第五号に係る部分に限る。)の違反行為法第百十八条第二項第三号(法第七十五条第	法第百十八条第一項第三号の違反行為	

号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。 十九条第一項第十一号」を「第四号、 五号、法第百十七条の二の二第八号から第十号まで」を「第百十七条の二第1 を「第百十九条の二の二第一項」に改め、同表の下欄第二号中「第百十七条の二第四号若しくは第 第一項第三号の二」を「第百十九条第二項第一号」に、「第百十九条の二第一項第一号又は第二号」 に改め、同表の中欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第二項第一号」に、「第百十九条 に、「第百十八条第一項第五号」を「第百十八条第二項第四号」に、「第百十九条第一項第十一号」を 「第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を 「第百十九条の二の二第二項」 第二十六条の六第二号の表の上欄中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」 二項」に、「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」 法第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三 三項、 に、「第五号、 法第百十七条の 法第百

号」に改める。 「第百十八条第二項第一号」に、「第百十七条の二の二第七号」を「第百十七条の二の二第一項第七第二十六条の七第一項の表一の下欄中「第二項」を「第三項」に、「第百十八条第一項第二号」を

に、「第六号」を「第四号」に改める。 第三十三条の二の三第四項第一号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」

の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。 若しくは第四号」に、「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条 十二号」を「第二項」に、「第百十八条第一項第四号若しくは第五号」を「第百十八条第二項第三号 第三十五条第一項第二号ロ中「第百十七条の二第四号若しくは第五号」を「第百十七条の二第二 第三十三条の七第一項第四号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。 に、「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」を「第百十七条の二の二第一項第九号」に、「第

号」を「第百十八条第二項第一号」に改める。 第七号」を「第三号」に、「第八号」を「第四号若しくは第二項第一号」に、「第百十八条第一項第二 十一号」を「第八号」に、「第百十七条の四第一号の二」を「第百十七条の四第二号」に、「第二号、 「第六号、法第百十七条の二の二第一号」を「第四号、法第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第 第三十九条の三第一項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、

第一項第四号又は法第百十七条の二の二第一項第八号」に改める。 同条第十五号中「第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二 第四十一条の三第十三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に改め、

第四十四条の三中「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」 に改め

に改め、同表の備考の二の13中 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正) 別表第二の備考の二の4中「第百十七条の二の一 同表の備考の二の131中 に改め、 同表の備考の二の12中「第百十七条の二第一号」 「第百十七条の二第六号」を 「第百十七条の二第三号」を 一第十一号」 「第百十七条の二第一項第四号」に改める。 「第百十七条の を を 「第百十七条の二の二第一項第八 「第百十七条の一 二第一 一第 項第三号」に改 一項第一号」

を次のように改正する。 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 (平成十四年政令第二十六号) の 部

条の二の 項第一号」に、「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十七 号」に、「第百十七条の二第四号」を「第百十七条の二第二項第一号」に、「第百十七条の二第五号」 第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十八条第一項第七号」を「第百十八条第一項第三 「第百十七条の二第二項第二号」に、

「第百十七条の二の二第八号」を 二第十号」を「第百十七条の二の二第二項第三号」に、「第百十八条第一項第四号」を「第 「第百十七条の二の二第二

報

官

第百十九条第一項第三号の二」を「第百十八条第二項第一号又は第百十九条第二項第一号」に、「第 条の二第二項」に、「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項」に改める。 条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第百十七条の二第四号」を「第百十七 百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号」を「第百十 百十八条第二項第三号」に改め、同表第二十六条の六第二号の項中「第百十八条第一項第二号又は 八条第二項第四号」に、「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に、「第百十九 第五条第一項第一号ハの表五の項中「第八項」を「第九項」に改める。

年十月一日) から施行する。 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四

内閣総理大臣 岸田 文雄

4

る。

〇内閣府令第五十四号

官 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)の一部の施行に伴い、並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十四条第二項第二号及び第七十四条の三第二項の規定に基づき、 (道路交通法施行規則の一部改正) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 内閣総理大臣 岸田

文雄

第一条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加え

第六条の三の二 自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、 (停車又は駐車に関係のある者による合意) (乗合自動車を除く。 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、 以下この条において同じ。)が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合 改 正 後 旅客の運送の用に供する自動 停車又は駐

2 事項があるときは、当該事項を記載するものとする。 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める 前項の書面には、当該旅客の運送の用に供する自動車による当該停留所又は停留場における

車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲を明らかにしてするものとする。

(停車又は駐車に関係のある者による合意)

改

正

前

第六条の三の二 等」という。)が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若し 動車又は自家用有償旅客運送自動車(以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車 動車等の範囲を明らかにしてするものとする。 くは路面電車の停留場ごとに、書面により、 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自 一般旅客自動車運送事業用自

める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。 ける停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認 前項の書面には、 当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場にお

2

表中の [] の記載は注記である。

第

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。|条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

官

水曜日

項

第九条の九第一

略

令和 **4** 年 **9** 月 **1 4** 日

| 6 第九条の十 | 1~5 略] 第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 2 第九条の十の規定の適用については、当分の間、同条第六号中「確認するほか、アルコール (安全運転管理者等の要件) のであること。 の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、 した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれら 除く。)、法第百十七条の三の二、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二(第一項第七号及び第九号を 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了 条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の二第二項の違反行為をした日から 一年を経過していない者 則 次のいずれにも該当しないも

いう。次号において同じ。)を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第七号中「保 検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものを 存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。

第九条の九 (安全運転管理者等の要件) 同同上上 同上

 \Box

第十一号若しくは第十二号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二法第百十七条の三の二、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二(第七号及び第十二号を除く。)、

同上

年を経過していない者

2 附

[項を加える。] 1 5 5 同上 則

表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える規定 読み替えられる字句 読 み 替 え る 字 句

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の次の

同上

改

正

前

え る 字 句 改

正

後

法第百十七条の二、 法第百十八条第二項第 七条の二の二(第一項第七号 及び第九号を除く。) 法第百十 三号 | 口頭第三号 | 口読み替えて適用される法第百十八条第 第十九条第一項の規定により読み替えて 法第百十七条の二第一項、 第百十七条の二の二第一項(第七号及び適用される法第百十七条の二第二項、法 運転代行業法第十九条第一項の規定によ る法第百十七条の二の二第二項 第一項の規定により読み替えて適用され 第九号を除く。)、運転代行業法第十九条 運転代行業法 第九条の九第一 読み替える規定 号及び第十二号を除く。) 法第百十七条の二の二(第七 法第百十八条第 法第百十七条の二 同上 読み替えられる字句 項第四号 り読み替えて適用される法第百十八条第運転代行業法第十九条第一項の規定によ 用される法第百十七条の二の二第八号か十九条第一項の規定により読み替えて適 まで若しくは第十一号、運転代行業法第 法第百十七条の二の二第一号から第六号 る法第百十七条の二第四号若しくは第五第一項の規定により読み替えて適用され 若しくは第六号、運転代行業法第十九条 法第百十七条の二第一号から第三号まで ら第十号まで 項第四号 読 み 替

			[略]
	二の二第二項		
の	り読み替えて適用される法第百十九条の		
よ	運転代行業法第十九条第一項の規定によ	法第百十九条の二の二第二項	
	二項第四号		
第	り読み替えて適用される法第百十九条第		
ょ	運転代行業法第十九条第一項の規定によ	法第百十九条第二項第四号	

表中の の記載は注記である。

備考

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。附 則

(1) (2)

略

(1)

同上

罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、

法第百十七条の二の二第十二号の

その執行を終わり、

又は執行を受け

ることがなくなった日から起算して

一年を経過していない者

号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら

その執行を終わり、

又は執行を

法第百十七条の二の二第一項第九

受けることがなくなった日から起算

して三年を経過していない者

させる行為等の処罰に関する法律

させる行為等の処罰に関する法律

に関し自動車の運転により人を死傷

自動車及び原動機付自転車の運転

(平成二十五年法律第八十六号) 第

(平成二十五年法律第八十六号) 第

2関し自動車の運転により人を死傷自動車及び原動機付自転車の運転

◎国家公安委員会規則第十六号

3る。 部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定道路交通法の一部の施行に伴い、道路交通法の

2

一も 、下規

見引 - は別の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する令和四年九月十四日 - 国家公安委員会委員長 谷 - 公一

(指定講習機関に関する規則の一部改正)

する。 第一条 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正

定の傍線を付した部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

	了 : : : :	Д. Э
	i i	· i _ 略
	経過	年を
算して二年を	とがなくなった日から起算して二年を	ることがなくなった日から起算して二
又はその執行を受けるこ	行を終わり、又はその執	の執行を終わり、又はその執行を受け
の刑に処せられ、その執	犯し罰金以上の刑に処せ	罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、そ
限る。)の罪を	の七第一項に係る部分に限る。)の罪を	八条の七第一項に係る部分に限る。)の
(法第百八条	法第百十七条の五第二号	又は法第百十七条の五第二号(法第百
第十二号又は	ロ 法第百十七条の二の二第十二号又は	ロ 法第百十七条の二の二第一項第九号
	イ [同上]	イ [略]
		یځ
	三同上	三 次のいずれにも該当しない者であるこ
	[一·二 同上]	[一•二 略]
		要件に該当する者とする。
		公安委員会規則で定める者は、次に掲げる
	第五条 [同上]	第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家 第
	(運転適性指導員)	(運転適性指導員)
前	改正	改正後

(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

表中の [] の記載は注記である。

号)の一部を次のように改正する。 第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一

| 定の傍線を付した部分のように改める。 | 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

X		ά	Ξ	ίĵ
(指定の基準等)		(指定の基準等)		
条 [略]	第一	条 [同上]		
令第三十三条の五の三第一項第一号ハの	2	[同上]		
院定による指定の基準(大型自動車免許(以一)				
- 「大型免許」という。)に係る教習の課程				
(以下「教習課程(大型)」という。)に係る				
のに限る。)は、次に掲げるとおりとする。				
届出自動車教習所において自動車の運	_	[同上]		
転に関する技能及び知識の教習に従事す				
る職員で次のいずれかに該当するもの				
(大型自動車を運転することができる免				
許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)				
を除く。)を現に受けている者(当該免許				
の効力を停止されている者を除く。)に限				
る。以下「大型免許に係る届出自動車教				
習所指導員」という。)により行われるも				
のであること。				
イ [略]		イ [同上]		
ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該		口 [同上]		
当する者(大型免許に係る者に限る。)				
又は届出自動車教習所指導員研修課程				
(自動車安全運転センターが行う届出				
自動車教習所の職員に対する自動車の				
運転に関する研修の課程で国家公安委				
員会が指定するものをいう。以下同				
じ。)で大型免許に係るものを修了した				
者であって、次のいずれにも該当しな				
いもの				

第三条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) を次のように改正する。 定の傍線を付した部分のように改める。 第二条 備考 (運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 [3 10 略] 号の国家公安委員会規則で定める者は、同 分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運 業者であって、次の各号に掲げる課程の区 項の認定を受けて運転免許取得者等教育を 転免許取得者等教育指導員」という。)とす 行う者又はその代理人、使用人その他の従 三・三 略 (運転免許取得者等教育指導員) を運転することができる運転免許(仮運 動機付自転車(以下「自動車等」という。) のいずれにも該当する者であり、かつ、 おいて同じ。)に係るものに限る。)又は次 課程における指導に用いる自動車又は原 当該認定に係る運転免許取得者等教育の の課程における指導に用いる自動車の種 教習指導員資格者証の交付を受けた者 (当該認定に係る運転免許取得者等教育 表中の [] の記載は注記である 前条第三号に掲げる課程以外の課程 (原動機付自転車を用いる場合にあっ 法第百八条の三十二の二第一項第一 ていない者 定する罪(法第百十七条の二の二第 なった日から起算して三年を経過し わり、又は執行を受けることがなく 以上の刑に処せられ、その執行を終 大型自動二輪車等。イ1)及び2)に 一条から第六条までの罪又は法に規 略 項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮 後 第 3 5 10 条 三・三 同上 (運転免許取得者等教育指導員) (5) 同上 定する罪(法第百十七条の二の二第 日から起算して三年を経過していな 又は執行を受けることがなくなった の刑に処せられ、その執行を終わり、 十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上 同上 二条から第六条までの罪又は法に規 同上 改 同上 正 の

> 現に受けている者(免許の効力を停止さ れている者を除く。) 転免許を除く。以下「免許」という。)を

次のいずれにも該当しない者

- 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら して三年を経過していない者 受けることがなくなった日から起算 れ、その執行を終わり、 法第百十七条の二の二第一項第九 又は執行を
- 受けることがなくなった日から起算 れ、その執行を終わり、 く。)を犯し禁錮以上の刑に処せら 七条の二の二第一項第九号の罪を除 の罪又は法に規定する罪(法第百十 第八十六号)第二条から第六条まで 罰に関する法律(平成二十五年法律 転により人を死傷させる行為等の処 して三年を経過していない者 自動車等の運転に関し自動車の運 又は執行を

部

[同 上]

[同 上 同上

(2)罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、 ることがなくなった日から起算して その執行を終わり、又は執行を受け 一年を経過していない者 法第百十七条の二の二第十二号の

年を経過していない者 罰に関する法律(平成二十五年法律 ことがなくなった日から起算して三 の執行を終わり、又は執行を受ける を犯し禁錮以上の刑に処せられ、そ の罪又は法に規定する罪(法第百十 第八十六号) 第二条から第六条まで 転により人を死傷させる行為等の処 七条の二の二第十二号の罪を除く。) 自動車等の運転に関し自動車の運

表中の

の記載は注記である。

同上

(運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正)

第四条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則 次のように改正する。 (令和四年国家公安委員会規則第八号)の一部を

定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

一 「佫」 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運業者であって、次の各号に掲げる方法の区	の査	号の国家公安委員会規則で定める皆は、司第二条 法第百八条の三十二の三第一項第一(運転免許取得者等検査員)	改正後
· [1]			第二条 [同上] (運転免許取得者等檢查員)	改正前

令和 **4** 年 **9** 月 **1 4** 日

水曜日

二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれ にも該当する者

- 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら して三年を経過していない者 罰に関する法律(平成二十五年法律 転により人を死傷させる行為等の処 受けることがなくなった日から起算 れ、その執行を終わり、又は執行を 自動車等の運転に関し自動車の運
- 次のいずれにも該当しない者 法第百十七条の二の二第一項第九

ロイ 同上 同上

同 上

(1)

三年を経過していない者 ることがなくなった日から起算して 罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受け 自動車等の運転に関し自動車の運 法第百十七条の二の二第十二号の

して三年を経過していない者 受けることがなくなった日から起算 れ、その執行を終わり、又は執行を く。)を犯し禁錮以上の刑に処せら 七条の二の二第一項第九号の罪を除 の罪又は法に規定する罪(法第百十 第八十六号) 第二条から第六条まで

の罪又は法に規定する罪(法第百十 第八十六号)第二条から第六条まで 年を経過していない者 の執行を終わり、又は執行を受ける を犯し禁錮以上の刑に処せられ、そ 七条の二の二第十二号の罪を除く。) ことがなくなった日から起算して三

表中の の記載は注記である。

備考

|年十月一日)から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四

附 則

罰に関する法律(平成二十五年法律 転により人を死傷させる行為等の処

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)(附則第十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	\circ	\circ	0	\circ	0	0	0	\circ	0	0
(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動車運転代行業の業務の適正化に関する	動車運転代行業の業務の適正化に関する	動車安全運転センター法(昭和五十年法	クシー業務適正化特別措置法(昭和四十	砂等を運搬する大型自動車による交通事	砂等を運搬する大型自動車による交通事	衛隊法(昭和二十九年法	路交通法(昭和三十五年法律第百五	路交通法(昭和三十五年法律第百五	路交通法(昭和三十五年法律第百五	路交通法(昭和三十五年法律第百五
十七号) (附則第十五条関係) 十七号) (附則第十五条関係) 十七号) (附則第十五条関係) 十七号) (附則第十五条関係)	(平成十三年	(平成十三年法律第	第五十七号)(附則第	年法律第七十五号)(の防止等に関する特	の防止等に関する特	(附則第	四条関係)・	三条関係)・・	二条関	一 条 関
+ 二条関係)+ 二条関係)+ 二条関係)+ 二条関係)	十七号)(附則	十七号)(附則	四 条	則第	置法(昭和四	置法(昭和四					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十六条関	十五条関			年法律第百	年法律第百三十					
					(附則第十)	(附則第十一					
207 199 198 196 195 193 192 143 119 56 1	: : : : : : : : : : : : : : : :	199	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : :	係)・・・・・	関係)・・・・・	: : : : : : : :	: : : : : : : : :	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	: : : : : : : : : :	· · · · · · · · 1

()
道路ろ進治	ノ重比
(/召口三十五三七丰61111111111
<u>ヨ</u>	」 子
) (第一	~ 〜 答一
多目传	2 4 ()

(傍線の部分は改正部分)

2 · 3 (罰則	第十一条	(行 列	第九条	(歩行:	第二号)	(罰則	2 5 6	第八条	(通 行	項第	(罰則	第七条	(信号	
則 第一項については第百二十一条第一項第三号 第二項及び(略)	(略)	(行列等の通行)	則(第百十九条第一項第二号、同条第三項)(略)	(歩行者用道路を通行する車両の義務)	第二号) 第百二十一条第一項第一号 第五項については第百二十一条第一項	則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、	(略)	(略)	(通行の禁止等)	項第一号)	則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一	(略)	(信号機の信号等に従う義務)	改正後
(罰則 第一項については第百二十一条第一項第二号 第二項及び2・3 (略)	第十一条 (略)	(行列等の通行)	(罰則 第百十九条第一項第一号の二、同条第二項)第九条 (略)	(歩行者用道路を通行する車両の義務)	一項第一号の二) 項、第百二十一条第一項第一号 第五項については第百二十一条第	(罰則 第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二	2~6 (略)	第八条 (略)	(通行の禁止等)	第一項第一号)	(罰則 第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条	第七条 (略)	(信号機の信号等に従う義務)	改正前

2 第十八条 2 第十七条の二 2 6 第十七条 第十五条 (通行方法の指示) (軽車両の並進の禁止) (左側寄り通行等) (軽車両の路側帯通行) (通行区分) 第三項については第百二十一条第一項第四号 十七条の二の二第一項第八号イ、 (略) (略) (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 項第六号 (略) (略) (略) (略) 第一 第二項については第百十九条第 第二項については第百二十一条第 第百二十一 (略) 項から第三項まで及び第六項については第百十九条第 第四項については第百十七条の二第 条第 一項第五号) 第百十九条第一項第六号 一項第六号 一項第六号 一項第四号、 第 百 2 第十八条 2 第十七条の二 第十七条 第十五条 2 6 (通行方法の指示) (通行区分) (左側寄り通行等) (軽車両の並進の禁止) (軽車両の路側帯通行) 第三項については第百二十一条第一項第三号) 七条の二の二第十一号イ、 (略) (略) (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 項第二号の二 (略) (略) (略) (略) 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第 第二項については第百十九条第 第二項については第百二十一条第 第百二十一条第一項第四号) (略) 第四項については第百十七条の二第六号 第百十九条第一項第二号の二) 一項第二号の二) 一項第五号) 第百十

2 第二十二条 2 • 3 第二十一条 2 第二十条の二 2 • 3 第二十条 第十九条 (急ブレーキの禁止) (最高速度) (路線バス等優先通行帯) (車両通行帯) (軌道敷内の通行) (略) (略) (罰則 (罰 則 (罰 則 (罰則 (罰則 (略) (略) (略) (略) 第百二十条第一項第三号、 第百十八条第一項第一号、 第百二十一条第一項第六号) 第一項については第百二十条第一項第三号、 第百二十一条第一項第六号) (略) (略) (略) 同条第三項 同条第三項) 同条第三項 第二十一条 第十九条 2 第二十二条 2 • 3 2 第二十条の二 2 • 3 第二十条 (急ブレーキの禁止) (最高速度) (車両通行帯) (軌道敷内の通行) (路線バス等優先通行帯) (略) (略) (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 (略) (略) (略) (略) 第百二十条第一項第三号、 第百十八条第一項第一号、 第百二十一条第一項第五号) 第一項については第百二十条第一項第三号、 第百二十一条第一項第五号) (略) (略) (略) 同条第二項 同条第二項 同条第二項

第二十四条 (罰 則 第百十七条の二第一項第四号、 (略) 第百十七条の二の二第一項 第二十四条 (略)

(道路外に出る場合の方法)

第八号ロ

第百十九条第一項第三号)

第二十五条 (略)

2 • 3

(略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第 項第六号

第三項については第百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第六号 第二項につい

同条第三項

ては第百二十条第一項第四号、

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

第八号ハ、

第百十九条第一項第四号、

第百二十条第一項第二号)

(罰則 第百十七条の二第一項第四号、 第百十七条の二の二第一項

(進路の変更の禁止)

2 • 略 第二十六条の二

(略)

(罰則 第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第十

一号口、

(道路外に出る場合の方法)

第百十九条第一項第一号の三)

第二十五条 (略)

2 • 3 (略)

(罰 則 第一項及び第二項については第百二十 条第 項第五号

第三項については第百二十条第一項第二号

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

ついては第百二十条第一項第四号、 (罰則 第一項については第百十九条第一項第二号の二 同条第二項 第二項に

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第十一号ハ、

第百十九条第一項第一号の四、 第百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2 • 3 (略

いては第百二十条第一項第三号、同条第三項)条の二の二第一項第八号二、第百二十条第一項第二号 第三項につ(罰則 第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

2~4 (略)

第二項及び第三項については第百十九条第一項第六号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ、第百十九条第一項第六号(罰則 第一項及び第四項については第百十七条の二第一項第四号

(追越しを禁止する場合)

第二十九条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(追越しを禁止する場所)

第三十条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(踏切の通過)

(罰則 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二

二十条第一項第三号、同条第二項)

の二第十一号ニ、第百二十条第一項第二号

第三項については第百

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

2~4 (略)

十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二 第二項(罰則 第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百

及び第三項については第百十九条第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場合)

第二十九条

(略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場所)

第三十条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(踏切の通過)

第三十六条 2 第三十五条の二 2 第三十五条 2 6 第三十四条 2 • 3 第三十三条 (交差点における他の車両等との関係等) (環状交差点における左折等) (指定通行区分) (左折又は右折) 号 第二項については第百二十条第一項第二号) 条第三項 (略) (略) (罰 則 (罰則 (罰則 (罰則 第六項については第百二十条第一項第二号) (略) (略) 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六 第一項及び第二項については第百十九条第一項第五号、 第百二十一条第 第一項については第百二十条第一項第三号、 (略) (略) (略 (略) (略 一項第六号) 同条第三項 司 第三十六条 2 第三十五条の二 2 第三十五条 2 5 6 第三十四条 2 • 3 第三十三条 (交差点における他の車両等との関係等) (左折又は右折) (環状交差点における左折等) (指定通行区分) 号 第二項については第百二十条第一項第二号) 条第二項 (略) (略) (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 第六項については第百二十条第一項第二号) (略) (略) 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五 第 第百二 第一項については第百二十条第一項第三号、 (略) (略) (略) (略) 一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、 (略) 一十一条第 一項第五号) 同条第二項 司

2 \ \ 4 (罰 則 (略) 第一項については第百二十条第一項第二号 第二項から第 $\frac{2}{4}$

(環状交差点における他の車両等との関係等)

四項までについては第百十九条第一項第六号

第三十七条の二 (略)

2 • 3 (略)

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 • (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、 同条第三項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第百十九条第 一項第六号)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰 則 第百十九条第 一項第五号、 同条第三項)

(指定場所における一 時停止

第四十三条 略

(略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第二号 第二項から第

四項までについては第百十九条第一項第二号の二)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2 • 3 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 • 3 (略)

(罰則

第百十九条第一項第二号、

同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰 則 第百十九条第 一項第二号の二)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰 則 第百十九条第 一項第二号、 同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

府令で定める者が合意し、 るとき、 る場合に限る。 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 により支障がないことについて、 旅客輸送を確保するために有用であり、 は停留場における停車又は駐車であつて、 の三第 ス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車 旅客の 公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣 項にお 又は運行時間を調整するため駐車するとき 運送の 用に供する自動車 11 て同じ。 その旨を公安委員会が公示したものをす が、 内閣府令で定めるところにより、 乗合自動車の停留所又はトロリー (乗合自 かつ、 地域住民の生活に必要な [動車を除く。 道路又は交通の状況 (当該停留所又 第四十九 す 条

第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項) 第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない

(略)

2

自動車運送事業者、 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、 するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、 乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐 車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、 項において 公示したものをする場合に限る。)。 ある者として内閣府令で定める者が合意し、 で定めるところにより、 線定期運行の用に供するものを除く。 用に供する自動車にあつては同法第五条第 に供する自動車 (条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動 道路運送法第 道路又は交通の状況により支障がないことについて、 般旅客自動車運送事業用自動車」という。 「自家用有償旅客運送自動車」という。 一条第 同号イに規定する一 公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係の 号に規定する 同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客 第四十九条の三 般乗合旅客自 般 旅 一項第三号に規定する路 その旨を公安委員会が 客自動 又は同法第七 動 車 が、 第 車運送事業の 運送事業の用 乗合自 項にお 内閣府令 車 同 カュ 車 +

項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)(罰則)第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2 · 3 (略)

一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2~5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2 · 3 (略)

の三第一項第四号)
び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九

条の三第一項第一号、

同条第三項

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2 · 3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号

第百十九条の三第一項第一号、

同条第二項

同条第二項、

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例

第四十五条の二 (略)

2~5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一

条第

一項第九号

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2 · 3 (略)

び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三(罰則)第一項については第百十九条の三第一項第四号)第二項及

第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の

三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

らず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわては当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において工項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバスニットの第一時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第

2~4 (略)

項 項 (罰則 音十 第百十九条の三第一項第一 第三項については第百十九条の二の 九条の三第一 第二項については第百十九条の三第一項第一 項第三号、 号、 同条第三項 同条第一 第 項 項 第 第四項については 号、 号、 同条第三 同条第三

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止

第四十九条の四 (略)

条の三第 (罰則 第百十九条の二 項 第一 号、 同条第三項 <u>の</u> 一第 項 第 号 同 条第三 項、 第百十九

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項

(交差点等への進入禁止)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第 送自動車の駐車を除く。 四十九条の三 五までに定めるところによる。 条から第四十八条までの規定にかかわらず、 又は当該 二項各号に掲げる場合における当該乗合自動 一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運 時間制限駐車区間における車両の駐車 次条において同じ。 この条から第四十九条 車若しくはト については、 (第四十四条第 口 リー 第四十四 バス 0

2~4 (略)

項 第百十九条の三第一項第一号、 (罰則 -九条の三第 第三項については第百十九条の 第二項については第百十九条の三第一項第一 項第三号、 同条第一 同条第二 項 第 項 項 第四項に 第 号 同条第一 号、 ついては第 司 条第 項 百

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

三第一項第一号、同条第二項)(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項

(交差点等への進入禁止)

2 5 18 2 5 22 2 第五十一条の五 第五十一条の四 第五十一条 第五十条の二 2 第五十条 (違法停車に対する措置) 三条) (報告徴収等) (放置違反金) (違法駐車に対する措置) (略) (略) (罰 則 (罰 則 (罰則 (罰則 (罰則 (略) (略) (略) 第 第二項については第百二十一条第 第一項については第百十九条第 第百十九条第一項第七号) 第百二十条第一項第五号、 (略) (略) 項については第百十九条の三第二項第一号、 (略) (略) 同条第三項 一項第七号) 一項第八号 第百二十 2 5 18 2 5 22 第五十一条の四 第五十条 2 第五十一条の五 第五十一条 第五十条の二 2 (違法停車に対する措置) (報告徴収等) (違法駐車に対する措置) (放置違反金) 三条) (略) (罰則 (罰則 (略) (罰則 (罰 則 (罰 則 (略) (略) (略) 第 第一項については第百十九条第 第百二十条第一項第五号、 第一項については第百十九条の三第一項第五号、 第百十九条第一項第三号) (略) (略) 一項については第百二十一条第一項第九号) (略) (略) 同条第二項 一項第三号) 第百二十

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略

3 2 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができな (略)

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含 問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、 者をいい、 役員 (略 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる 相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを 執行役又はこれ

(略)

む。

)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

口 とがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ 禁錮以上の刑に処せられ、 又は第百十九条の一 $\overline{\mathcal{O}}$ 第 一項の罪

ハ~~ (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

第二項については第百十七条の二第 (罰則 項第八号へ 第一項については第百二十条第一項第五号、 第百二十条第 一項第六号、 一項第四号、 同条第三項 第百十七条の二の 同条第三項

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略

2 (略)

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができな

3

(略

む。 らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含 問わず、法人に対し業務を執行する社員、 者をいい、 役員)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる 相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを 取締役、 執行役又はこれ

イ (略)

口 ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、 禁錮以上の刑に処せられ、 又は第百十九条の二 又は執行を受ける 第 項第三号

ハ~へ (略)

(車両等の灯火)

2 (略)

第五十二条

(略)

第二項については第百十七条の二第六号、 (罰則 第一項については第百二十条第一項第五号、 第百十七条の二の二第十 同条第二 項

第百二十条第一項第八号、 同条第二項

第五十三条 (合図) (略) 第五十三条 (合図) (略)

六号、 (罰則 同条第三項 第一項、 第二項及び第四項については第百二十条第一項第 $\frac{2}{4}$

(略

(警音器の使用等)

第五十四条 (略) (略)

2

第二項については第百十七条の二第一 (罰則 第 項については第百二十条第一項第六号、 項第四号、 第百十七条の二の 同条第三項

二第一項第八号ト、 第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

2 • 3 (略) 第五十五条

(略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二 |項第||号、 第

百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2 • 3 (罰則 (略) 第一項については第百十八条第二項第一号、

(乗車又は積載の制限等)

2 • 3 (略)

第百十九条第

2 \ 4 (略)

八号、

同条第二項

(罰 則 第一項、 第二項及び第四項については第百二十条第一項第

(警音器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略) (罰則 第 項については第百二十条第 項第八号、 同条第二項

第二項については第百十七条の二第六号 号ト、 第百二十一条第一項第六号) 第百十七条の二の二第十

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2 • 3 (略)

百二十三条 (罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一 第三項については第百二十一条第一項第六号) 項第十号、 第

第五十七条 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、 第百十九条第

2 第五十八条の $\frac{2}{4}$ 第五十八条の三 第五十八条の二 2 \ 4 第五十八条 (過積載車両の運転の要求等の禁止) (過積載車両に係る措置命令) (積載物の重量の測定等) (制限外許可証の交付等) 条 いては第百二十一条第二項第一号、 一項第一号、 (略) (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 略 (略 第 第二項については第百十八条第二項第二号、 五 第百十九条第一項第八号) 第三項については第百二十一条第二項第二号、 (略) 項及び第二項については第百十九条第 第百二十条第二項第二号、第百二十三条 (略) (略) (略) 第百二十三条 項第九号 第百二十三条 第百二十三 第二項につ 第五十八条の五 $\frac{2}{4}$ 2 第五十八条の三 第五十八条の二 2 \ 4 第五十八条 (過積載車両の運転の要求等の禁止) (積載物の重量の測定等) (過積載車両に係る措置命令) (制限外許可証の交付等) 条 項については第百二十一条第一項第七号、 (略) (罰 則 (罰則 (罰則 (罰則 項第三号の二、 (略) (略) 第 第二項については第百十八条第一項第三号、 第三項については第百二十一条第 第百十九条第 (略) 項及び第二項については第百十九条第 (略) (略) 略 第百二十条第一 一項第三号の三) 項第十一号、 第百二十三条) 一項第八号、 第百二十三条 項第三号の四 第百二十三条 第百二十三 第二